

(職印刷込)  
群老連第125号  
令和3年1月25日

各郡・市老人クラブ連合会会長  
玉村町長寿会連合会会長  
上野村長寿会会長  
神流町老人クラブ連合会会長  
榛東村長寿会会長  
吉岡町老人クラブ連合会会長

} 様

群馬県老人クラブ連合会  
理事長 大貫 森 次

役員等の改選に伴う異動報告について（依頼）

平素、本会の運営につきましては格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和3年度は本会の役員等の改選期ではありませんが、各郡・市老連（玉村町長寿連、上野村長寿会、神流町老連、榛東村長寿会、吉岡町老連を含む。）における役員改選に伴い、各郡・市老連から選出されている理事、評議員並びに女性委員・広報委員・機関誌「みーつけた」地域通信員が交代される場合は、下記により、役員等の改選に伴う異動報告を提出くださるようお願いいたします。

なお、異動報告に係る提出書類は、別紙1及び別紙2を参照してください。

記

提出期限 令和3年4月26日（月）

退任役員等

1 理事の任期は、選任日である令和2年6月17日から2年後の定時評議員会までとなっています。

各郡・市老連の役員改選により、県老連理事を退任する理事は、辞任届の提出をお願いいたします。（各郡・市老連において、非改選又は再任により県老連理事を継続する場合は不要です。）

○辞任届（様式5-1）

2 評議員の任期は、選任日である令和2年6月17日から4年後の定時評議員会までとなっております。

各郡・市老連の役員改選により、県老連評議員を退任する評議員は、辞任届の提出をお願いいたします。（各郡・市老連において、非改選又は再任により県老連評議員を継続する場合は不要です。）

○辞任届（様式5-2）

- 3 女性委員、広報委員及び機関誌「みーつけた」地域通信員の任期は、選任日である令和2年6月17日から2年となっています。  
辞任届の提出は不要です。

#### 就任役員等

- 1 各郡・市老連の役員改選により、県老連の理事、評議員並びに女性委員・広報委員・機関誌「みーつけた」地域通信員が退任するときは、後任の役員候補者について、下記の関係書類の提出をお願いいたします。
- 推薦書（様式1）
  - 履歴書（様式2-1、様式2-2）
  - 就任承諾書（様式3-1、様式3-2、様式3-3）
  - 旅費支給基準表（様式4）
  - 住民票…理事・評議員候補者のうち、平成25年4月1日以降初めて就任する候補者は、住民票を提出してください。費用は県老連が負担しますので、別添請求書を併せて提出してください。
- 2 各郡・市老連の総会前であっても、候補者が決まっている場合は、上記1の就任役員等の関係書類の提出をお願いいたします。  
なお、県老連では、6月23日に開催する評議員会において、役員等の選任を行う予定です。
- 3 6月23日の評議員会には、現在就任している評議員のみ出席をお願いいたします。

#### 定款・選任規則・設置要綱

定款、理事・評議員・女性委員・広報委員各選任規則及び機関誌「みーつけた」地域通信員設置要綱は、別紙3～別紙7を参照してください。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○定款抜粋<br>理事…第29条～第37条 評議員…第13条～第17条 | 別紙3 |
| ○理事・評議員選任規則                         | 別紙4 |
| ○女性委員選任規則                           | 別紙5 |
| ○広報委員選任規則                           | 別紙6 |
| ○機関誌「みーつけた」地域通信員設置要綱                | 別紙7 |